

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和3年9月29日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所長 西尾 昭

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

GR型火災受信機 1台
ガス漏れ検知器用電源装置 2台

(2) 調達物品の仕様

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和4年3月18日(金)

(4) 納入場所

鳥取市若葉台南七丁目1-1
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 電子・有機素材研究所
企画管理棟1階 職員事務室

(5) 契約者

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 電子・有機素材研究所長 西尾 昭

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が「その他の物品 消防・防災用品」に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 電子・有機素材研究所 総務担当(担当:栗木)

4 入札に関する問い合わせ等

(1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関すること

〒689-1112 鳥取市若葉台南七丁目1-1

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 電子・有機素材研究所 総務担当 (担当: 栗木)

電話 (0857) 38-6200

電子メール tiitdenshiyuuki@tiit.or.jp

(2) 問い合わせ方法

ア 質問の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(任意形式)を作成の上、電子メールにより(1)の場所に令和3年10月15日(金)午後5時までに提出するものとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

イ 質問に対する回答

アの質問に対する回答は、令和3年10月19日(火)までにセンターホームページ(<https://tiit.or.jp/>)で閲覧に供する。

(3) 現地確認

入札に参加を希望する者にあつては、電子メールにより(1)の問い合わせ先に連絡し、日程調整の上現地確認を行うこと。なお、現地確認の期限は令和3年10月13日(水)までとする。

(4) 入札対象物品の承認

ア 仕様書記載の参考機器以外で入札に参加しようとする場合は、同等品承認申請書(様式第4号)及び該当品のカタログ等(仕様の該当する項目にマーキングをすること)を郵送又は持参により(1)の場所に提出するものとし、令和3年10月22日(金)までに同等品の承認を受けること。

イ 最終提出期限

令和3年10月21日(木)午後5時必着

ウ 入札対象物品の承認

アにより提出があつた入札対象物品の承認は、随時、提出者に対して電子メール又はファクシミリにより直接回答する。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和3年11月1日(月)午後2時から(即時開札)

(2) 場所

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 電子・有機素材研究所 第2会議室

6 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して提出しなければならない。

(2) 入札に参加を希望する者にあつては、入札参加資格確認書(様式第3号)を作成の上、令和3年10月22日(金)午後5時までに持参又は郵送により4の(1)の場所へ提出しなければならない。なお、4(4)による承認を受けようとする者にあつては、承認を受けた後でなければ入札参加資格確認書(様式第3号)を提出することはできない。

(3) 入札に参加を希望する者にあつては、4(3)に掲げる現地確認を行った後でなければ入札参加資格確認書(様式第3号)を提出することはできない。

(4) 入札者は、(2)の書類の記載内容に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) この入札の参加に要する一切の経費は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された入札参加資格確認書（様式第3号）は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (7) 提出期限以降における入札参加資格確認書（様式第3号）の差し替え及び再提出は認めない。

7 資格審査について

- (1) 6（2）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和3年10月26日（火）までに通知する。
- (2)（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないとした理由について、令和3年10月28日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3)（2）により説明を求められた場合、説明を求めた者に対して令和3年10月29日（金）までに回答する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で地方独立行政法人鳥取県産業技術センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、入札日から過去2年の間にこれを誠実に履行したと認められ、かつ、本件入札で締結する契約を履行しない恐れがないと認められるとき。

9 入札条件

- (1) 入札書に記載する金額は、仕様書に掲げる調達物品及び納入に係る費用の総額とする。その際、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額を記載することとし、内訳として、消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (2) 入札者は入札公告及び仕様書を熟知の上、入札すること。
- (3) 入札後、入札公告、仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。
- (6) 代理人をして入札させようとするときは、委任状を提出しなければならない。再度入札を行う場合、初回入札の際提出された委任状を有効と見なす。
なお、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターは鳥取県とは別の組織であるため、鳥取県に年間委任状を提出している場合でも、代理人による入札の場合には委任状を必ず提出すること。
- (7) 入札書及び委任状は、別添様式第1号及び第2号のとおりとする。
- (8) 入札回数は3回までとする。なお、初回入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札で更に再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 3回までの入札で落札しなかった場合は最低価格を提示した入札者と随意契約の交渉を行う。

- (11) 郵便による入札は認めない。
- (12) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

10 入札の無効条件

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しなかった者のした入札
- (4) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札に関して不正のあった者の入札
- (10) 本件公告に違反した入札

11 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

12 契約書作成の要否

要

13 落札者の決定方法

この公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除するものとする。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物件の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本件調達に係る契約金額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合